

# ノルウェーの社会保障制度

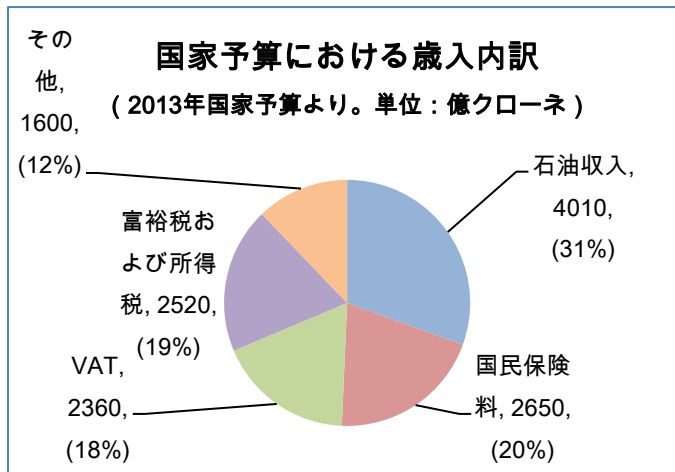
2013年6月  
在ノルウェー日本国大使館

ノルウェーは、国連開発計画（UNDP）が発表する人間開発指数（HDI: 長寿, 知識, 人間らしい生活について測る包括的経済社会指標）で、2009年より4年連続世界第1位（日本は第10位, 2012）。石油・天然ガス部門による寄与という特殊要因もあるが、強い経済, 健全な財政, 充実した社会保障を実現している。（1NOK=17.1円；2013年5月31日レート）

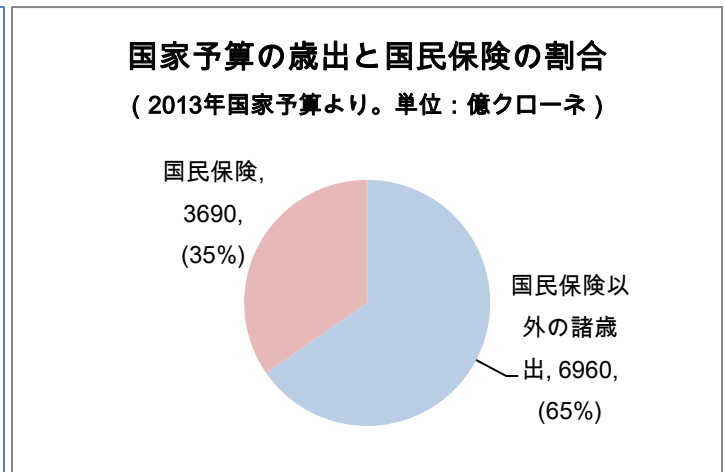
## 1. 社会保障制度

### (1) 政府歳入及び歳出

2013年予算の中央政府歳入は1兆3144億クローネ（約22兆4762億円）、中央政府歳出は、政府年金基金グローバルの積立金（約3732億クローネ）を除外した場合、1兆650億クローネ（約18兆2115億円）である。それぞれの内訳は以下の円グラフの通り。



中央政府歳入（約1兆3144億クローネ）



中央政府歳出（約1兆650億クローネ）

出典：財務省2013年予算案より作成

### (2) 国民負担率

国民負担率は、租税負担率と社会保障負担率の合計。

ノルウェー：56.2%（2009）。内、租税負担率は43.0%、社会保障負担率は13.2%。

日本：38.3%（2009）。内、租税負担率は22.0%、社会保障負担率は16.2%。

（日本財務省ホームページより）

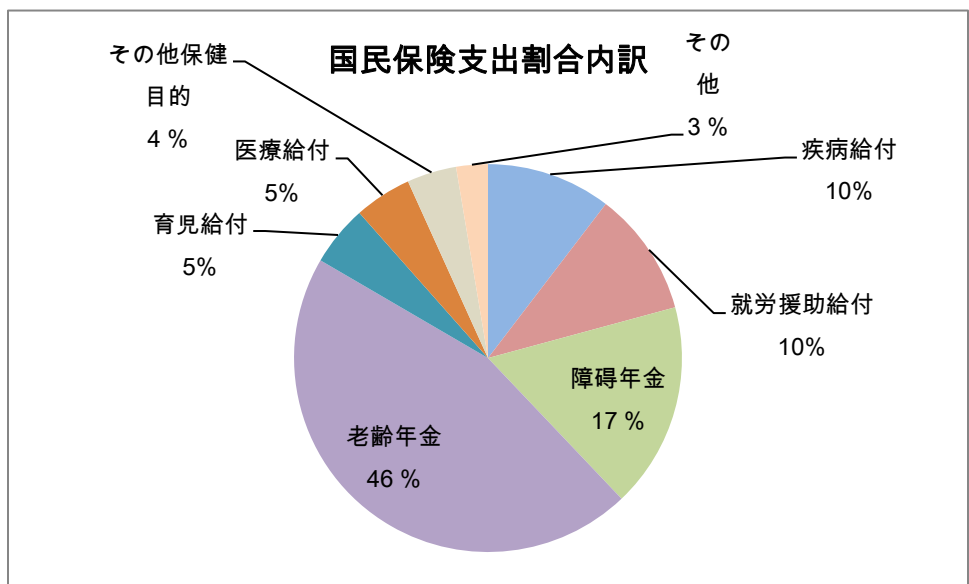
### (3) 国民保険制度

ノルウェーの国民保険制度は、国内に居住するすべての者と、国外に居住するノルウェー国籍の者を対象とし、年金のほか、労災、疾病、妊娠、出産、葬儀などに関わる給付を受けることができる政府管掌の強制保険制度。

同制度は国民保険料（被用者、自営業者、年金生活者により保険料率が異なる）、雇用者拠出、その他を財源としており、それぞれ 29.2%、42.6%、27.5%（2010 年）。

2013 年予算における内訳は、老齢年金 46%、障害年金 17%、疾病給付 10%、就労援助給付 10%、育児休業給付 5%（下表参照）。

国民保険制度による各年金・給付の額は、毎年、国民所得水準等に従い国会で改定される基礎額 G（2013 年 5 月からの 1G は 85245NOK）に基づいて決定される。



出典：財務省 2013 年国家予算案

## ア 国民保険の主な給付

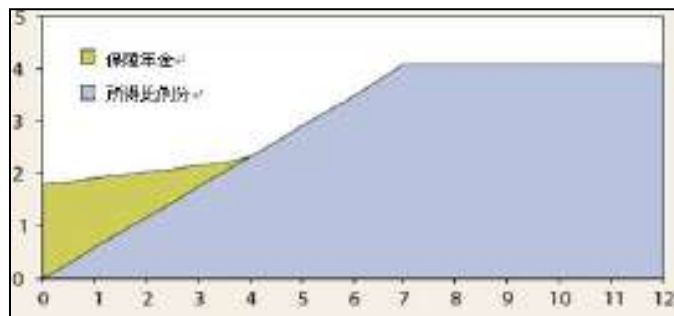
### (ア) 老齢年金

ノルウェーの老齢年金制度は、個人より国民保険料が所得税と共に国庫に納入され、各年の国家予算で賄われる賦課方式を採用している。本方式は、必要な給付金原資を主にその時の現役世代の保険料で賄うため、年金制度の持続可能性は労働力人口と高齢者人口のバランスにより左右される。

基本的に、年金受給年齢は 67 歳。しかし、62 歳から 75 歳の間でフレキシブルに年金受給を開始できる。

67 歳以前に早期受給する場合は、最低 40 年間の保険期間にすることが条件。

また仕事をしながら年金を得られるシステムとなっており、働いただけ収入（勤労所得＋年金収



入)が増える仕組みを導入する。給付額算定においても、13歳から75歳までの勤労所得を全額給付額に反映させる。つまり、すでに年金受給者になっていても、75歳までは満額受給に必要な保険料の支払いを継続できる。

#### (イ) 障害年金

障害年金：18歳から67歳を対象とし、50%以上の就労不能な状況になった場合、保険加入期間が事故もしくは病気の発生時まで3年以上であれば支給される。

#### (ウ) 就労援助給付 (Work Assessment Allowance)

病気やけがで最低50%の労働能力が失われた18歳～67歳が対象。就労援助給付は、労働復帰が可能な者で、かつ積極的な治療を行っている者もしくは求職姿勢を示している者を対象とする。給付額は過去3年の収入に依拠し、離職以前の所得額の66%。最低で年間約16万NOK。

#### (エ) 疾病給付

病気・怪我のため休職する場合、賃金の100% (上限有り) が補償され、病気・怪我の発生した日から260日間分 (52週間) 支給される (\*最初の16日間は雇用主負担、その後は国民保険からの給付が支給)。休暇取得以前の4週間以上の勤務と、最低でも基礎額の半分 (0.5G) の年収を得ていたことが要件。

#### (オ) 育児給付

育児休業は46週間 (賃金の100%を保障) または56週間 (賃金の80%を保障) から選択でき、このうち12週間は父親のみが取得可能。休暇取得以前の10ヶ月中6ヶ月の勤務が要件。

#### (カ) 医療給付

国民保険の加入者は、無料で病院での医療を受けることができる。一方、一般・専門診療、心理カウンセリング、病院までの移動費用、薬代などに患者の一部負担がある。なお、患者負担には上限 (2013年は2040NOK) が定められており、それ以上の費用負担が生じる場合には、医療給付を受けることができる。

#### イ 保険料率 (2013年)

雇用者 : 被雇用者給与の14.1%~0% (所在自治体により負担率が異なる)  
自営業者 : 所得の11.0% (農林水産業は7.8%)  
被雇用者 : 所得の7.8%

(了)